

1983年の本。

1972年

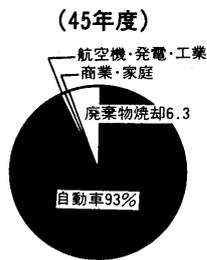
『中日新聞』に「大気汚染 やはり自動車主犯」の記事。

大気汚染物質のうち、一酸化炭素（CO）の九三パーセント、炭化水素（HC）の五七パーセント、窒素酸化物（NOx）の三九パーセントは自動車が出している——という調査結果が三日、環境庁から発表された。この調査は自動車の排出ガス中の汚染物質を現行の九〇パーセント減とするマスキー法の国内導入に当たって、自動車の大気汚染影響率を正確につかむため、同庁大気保全局の大気汚染物質発生源別排出総量調査委月会（委員長、八巻直臣公害資源研究所公害第二部長）が、CO、HC、NOxの三物質について自動車、発電所、工業、石油工業など発生源別に排出量を調べた。

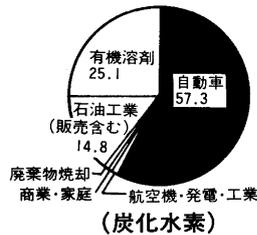
この記事と併せて、中央公害対策審議会が自動車排出ガス規制案（日本版マスキー法）を小山環境庁長官に答申した記事も掲載。

主犯は判明した。それでも、毎日毎分、休むことなく、主犯は工場から産み出され、街をわがもの顔でのし歩いている。

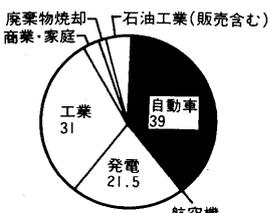
大気汚染物質の発生源



(一酸化炭素)



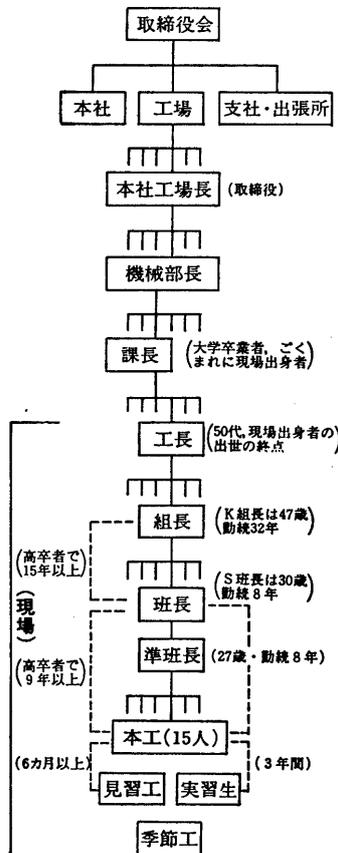
(炭化水素)



(窒素酸化物)

(環境庁調査「中日新聞」10月4日)

職制組織図



朝、同じ課に属する工場の班長が右手薬指を第一関節から落としたという。

「事故を起こしてしまったのはしょうがないが、みんなに迷惑をかけるのだから、注意してく

れ」と工長の訓話。ここでは、被害当事者の痛みについてはまったく触れられていない。みんなからも、「課長はついてない」と同情されている。工長、班長も事故が発生した時の自分たちの成績への悪影響だけを心配している。班長は自分の腕に巻かれている「安全」の腕章に眼をやって、「またこれはずせなくなった」とボヤいている。みんなも、この事故によって、また三カ月間、「安全指定工場」にされ、時間外にミーティングが行なわれるのを嫌がっている。事故を防ぐつもりなら、もしミスしても怪我の出ないような機械にすればいいのだし、また時間に余裕のある作業形態にすればいいことなのだ。

もし災害を起こしてしまったら、其の組の責任者である班長から組長に至るまで、半期ごとに支給される一時金に影響するようなシステムになっていて、班長が四〇%、組長が三〇%、工長が二〇%、課長が一〇%それぞれ引かれる。（『月刊市政研』一九七〇年九月五日）

月曜の朝は、恒例の工長（いまはもう課長補佐に昇格していたが）演説の朝礼。ぼくたちは神妙にかれの周りを取り巻く。

「みんなも新聞読んで知っているように、日産がぐんぐん追いついて来ている。これはどうしても負けんことだで、みんなもがんばって欲しい。これからも夜勤者の土曜臨時出勤もあって、きついことだと思うが、どうかよろしく頼みたい。無断欠勤は絶対にしないように。それから年休も、これは会社から貰っている性質のもので、自分の都合だけで、勝手に取らないように。必ず、上司の許可を得て、妻別に連絡してから取って欲しい。一人休むとみんなが迷或するだけだ。ひとつ休まんよう。

それから期間工の太田君も、いま入院して休んでいるが、身体は大事にして欲しい。自分のためでもあるし、また班のためでもあるからな。日曜日は十分に休んで、次の日からの仕事にこたえんよう、注意してひとつやっつけて欲しい」

負けるな、休むな。身体は会社のためのもの。これが課長代理の演説内容なのだ。

一号機でプレスされたルーフが、このターンオーバーによって空中に吊り上げられ、かれの前のコンベアにすべり込んで来るのだった。それを手で押えて、プレス機にかけるのが、仕事だったのである。

・・・

といっても、一号機は、いつものとおりの高速で生産していたので、通常、コンベアに一枚載ってくるのが三枚流れて来た。かれは余分なものを右手で押えながら、素早くプレス機に入れる方法で、カバーしていた。そんな無理な姿勢で、必要外の力を加えながら、二〇キロの鉄板を押えて来たので、六時間ほどたった三時四〇分頃、右肩と背と頭へ鋭い痛みが走るのを感じて、その場にうずくまってしまった。

次の日から二、三日、**右手が利かないままに出勤**し（傷病を受けても出勤するのがトヨタの慣習）、掃除などの雑用に就き、同月一三日の夜は、ルーフよりは小さいコロナのボンネットのプレスを命ぜられた。しかし、右腕、右肩に痛みが走って、仕事が出来ないので、「ラインからはずして欲しい」と組長に頼んでみたが、「人の痛い、痒いは知らん」と拒絶されて、早退した。

・・・

尾上さんは二、三日休んだものの、そう休むわけにもいかず、その後五月末まで左手で仕事を続けた。業務上の負傷であることは明らかなので、かれは工長に「現認書を書いて下さい」と頼んだが、返って来た答えは「**会社で働けんようにしてやる**」というものだった、という。当時は、「**五百万時間安全運動**」の時期でもあって、組・工長はことさら自分の現場での労災発生には神経質で、もし発生しても**おおやけにならないように**気を配っていた。また、届出を出さずして、三日以内に申し出るという社内規定を盾に、業務上とは認められなかった。五月末から二週間ほどの休暇を取ったが、それも「なんでもいから、とにかく診断書を出さないで休むと俄になる」という組長の「忠告」で、出したのは「神経痛」の診断書だった。会社側はこれを証拠にして職業病を否定し続けているのである。

休暇を取っても「頭はガンガンして眠れたもんじゃない。箸も使えんし飯も食えん。扇風機にも外の風にもあたれん」症状は続き、二、三日出社したあと、すぐそのまま郷里の仙台に帰って

休養することにした。仙台に帰って治療しても、はかばかしくなく、思い余って仙台労働基準監督署に出向いて相談したところ、労災の申請をするようにと勧められ、六九年一二月、名大衛星学教室の業務上を起因とする「頸肩腕症候群」である、という「意見書」をつけて、岡崎労働基準監督署に労災認定の申請をした。

会社側は、尾上さんと同じ組で働いていた人を集めて、「尾上のことは忘れたと証言しろ」と口を封じたり、「二号機を低速にしたことはなかった」といわせたりした。また、実地検証に采た係官は、会社側の説明だけを聞いて帰り、その採用した書類も、事故後はずされてしまった当時の二号プレス機ではなく、自動化した新しいプレス機の写真を付けた会社側の一方的な資料だった。

七一年三月、岡崎労基署は「被災者の両上肢に相当な負担が負荷されたものと認められても、『特に手指を過激に使用する職場』『重激なる職場』とは認め難く、業務に起因することの明らかな疾病とは思料しがたい」として、「**業務外**」認定を下した。この間、トヨタ自動車労働組合の態度は、「オレわからんから厚生部長にやってもらえ（委員長）」というもので、その厚生部長は、「会社の決めたことにはなんともいえない」というものだった。

前年一二月、「首切りはしない」と会社が明記した『覚え書』があった。Mさんたちはこれを頼みの綱にしていた。が、これは、裁判所に持ち込まれた末、あっさり「無効」と裁決されてしまった。わずか六カ月の間に反古になってしまったのだった。その理由は、『覚え書』に調印した**労使双方の名前はタイプ印刷されたもの**であり、署名ではなかった。「署名押印」は有効だが、「記名押印」は無効だというものだった。「とにかく、トヨタの労使間協定は全部そうだった。

1台を作るためのタクト（時間）＝稼働時間／1日あたりの必要量